

亀山市職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第11号

亀山市職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の宿日直手当に関する規則（平成17年亀山市規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(宿日直手当の額) 第3条 宿日直手当の額は、前条に規定する勤務1回につき <u>4,700円</u> とする。	(宿日直手当の額) 第3条 宿日直手当の額は、前条に規定する勤務1回につき <u>4,400円</u> とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。